

労働条件通知書 兼 雇用契約書

契約社員（期間の定めあり）用

株式会社〇〇商事（以下「甲」という。）と（以下「乙」という。）は、次のとおり労働契約を締結する。甲は、本書の交付をもって労働基準法15条1項の労働条件の明示を行う。

第1条（契約期間・更新）

- 契約期間は 年 月 日から 年 月 日までとする。
- 契約の更新の有無 自動的に更新する・更新する場合があります・契約の更新はしない
- 更新の判断は、次による。
- 更新上限 無・有（更新 回まで／通算契約期間 年まで）
- 更新するときは、そのつど本契約と同様の書面を作成し、労働条件を明示する。

第2条（就業の場所）

雇入れ直後
変更の範囲

第3条（従事すべき業務の内容）

雇入れ直後
変更の範囲

第4条（就業時間・休憩・所定時間外労働）

- 始業 時 分 終業 時 分 休憩
- 所定時間外労働 有（1週 時間、1か月 時間の範囲内）・無

第5条（休日・休暇）

- 休日は、土曜日、日曜日、国民の祝日、 とする。
- 年次有給休暇は労働基準法の定めるところにより付与する。その他の休暇は就業規則による。

第6条（賃金）

- 基本給 月額 円
- 諸手当
- 割増賃金率は、所定時間外労働（法定超）25%、1か月60時間を超える時間外労働50%、法定休日労働35%、深夜労働25%とする。
- 賃金は毎月 日に締め切り、 に支払う。支払は乙の同意を得て乙名義の金融機関口座へ振り込む方法による。

第7条（短時間・有期雇用労働者に明示する事項）

- 昇給 有（ ）・無
- 退職手当 有（ ）・無
- 賞与 有（ ）・無
- 乙は、通常の労働者との待遇の相違の内容および理由等について、次の窓口の説明を求めることができる。甲は、説明を求めたことを理由に不利益な取扱いをしない。窓口
- 雇用管理の改善等に関する事項に係る相談窓口

第8条（退職・解雇）

1. 契約期間が満了したときは、当然に退職とする（更新した場合を除く）。
2. 乙が自己の都合により退職しようとするときは、退職しようとする日の 日以上前に書面で申し出るものとする。
3. 解雇の事由および手続は、就業規則第 条から第 条に定めるところによる。

第9条（その他）

1. 社会保険の加入状況 雇用保険の適用 有・無
2. 本契約に定めのない事項は、就業規則および関係法令の定めるところによる。

本契約の成立を証するため本書2通を作成し、甲乙記名押印のうえ各1通を保有する。

年 月 日

甲	所在地	乙	住所
	名称		氏名 (印)
	代表者 (印)		生年月日

※ 労働契約法18条1項により、同一の企業との間の有期労働契約の契約期間が通算5年を超える場合、乙は契約期間の末日までに申込みをすることで期間の定めのない労働契約に転換されます。その申込みができることとなる更新の際は、無期転換申込みに関する事項と転換後の労働条件もあわせて明示します（労基則5条5項・6項）。

※ 第7条4号の「説明を求めることができる旨」は、2026年10月1日施行の改正（令和8年厚生労働省令第87号）でパートタイム・有期雇用労働法施行規則2条1項に追加された明示事項です。

※ 本書は労働基準法15条1項・同法施行規則5条にもとづく労働条件の明示（労働条件通知書）と、労働契約の合意（雇用契約書）を1通で兼ねるものです。厚生労働省のモデル労働条件通知書の項目を参考にした独自書式であり、モデル様式そのものではありません。